

お知らせ

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害で

被害を受けられた組合員様ご所属の関係者の皆様へ

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害で被害を受けられた組合員様および関係者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

災害救助法が適用された地域において被災された地域の消防団様で、共済契約の加入手続きを当面、3ヶ月延長して取扱いをすることとしますので、お知らせいたします。なお、3ヶ月後の締切日は、県の消防協会によって異なる旨、ご承知おきください。また、火災共済事務処理上の問題が生じた時は下記にご連絡ください。

連絡先：全日本消防人共済会事務局 TEL 03-6263-9822

【災害救助法の適用地域（内閣府発表）】（令和7年8月14日現在）の内 共済会加入契約市町村

【熊本県】

熊本市（救助実施市）（くまもとし）
八代市（やつしろし）
宇城市（うきし）
天草市（あまくさし）
下益城郡美里町（しもましきぐんみさとまち）
上益城郡甲佐町（かみましきぐんこうさまち）

【鹿児島県】

曾於市（そおし）
霧島市（きりしまし）

○被害状況：令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、石川県の1市、山口県の1市、熊本県の6市5町、鹿児島県の4市に災害救助法の適用を決定した。